

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	是正措置の追認にとどまらない決算審査の視座 －会計検査院の検査報告事例から読み取り難い非金銭的損失－
著者 / 所属	澤井 勇人 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	483号
刊行日	2026-4-30
頁	82-93
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20260430.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

是正措置の追認にとどまらない決算審査の視座

— 会計検査院の検査報告事例から読み取り難い非金銭的損失 —

澤井 勇人

(決算委員会調査室)

《要旨》

会計検査院の検査報告は、会計経理の適正確保・是正を主たる目的とするものであり、行政制度の受益者への影響、是正完了までの機会損失といった非金銭的損失については、必ずしも明示的に言及されていない。こうした限界を踏まえ、本稿では事例に基づいて、①制度の受益者への影響の把握、②時間の不可逆性による機会損失への着目、③政策効果の確認、④要件設定・計画規模の合理性に対する疑義、⑤制度設計の構造的課題の追及と再発防止策の検証という5つの横断的視座の提供を試みた。

国会の決算審査においては、会計上の損失やそれに対する是正措置を追認するのみならず、検査報告の各事案の背景事情や政策的課題を掘り起こし、非金銭的な損失面にも着目した論点を幅広く問い質すことが期待される。

1. 検査報告の不当事項等に係る是正措置とその限界

会計検査院は、会計検査院法第29条に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項（不当事項）のほか、会計経理に関する法令違反等の事項や制度等の改善を要する事項に関し関係大臣等に対して意見表示又は処置要求¹を行った旨、毎年度の検査報告に掲記している。これに対し所管府省庁は、過大交付した補助金等の返還を始め、仕様書の変更や事務処理要領の改正といった是正措置を講じることで対応している。

会計検査院としては、各府省庁において速やかに不当な事態の是正が図られ、金銭返還や制度改善がなされれば、基本的には是正措置が講じられたものとして、検査報告上は整理している²。他方、仮に金銭が返還され、国への損害が会計的には補填されたり、仕様書

¹ 会計検査院法第34条（会計経理に関する法令違反等の事項がある場合）又は第36条（法令、制度等に関する要改善事項がある場合）の規定により、関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項。

² 特に不当事項については、各年度決算検査報告において、「不当事項に係る是正措置の検査の結果」として昭

の変更等によって再発防止策が講じられたりしても、本来国民が享受できていた行政サービスの質が不当な事態の発生によって低下したのではないか、不正行為や不備の放置によって国民の安全性が確保されていない状態が長期間継続したのではないかなど、制度の受益者への影響や不可逆的な損失については、会計検査院の検査報告では必ずしも明らかとなっていない。是正措置によっても回復されないこれらの非金銭的な損失については、国会の決算審査においてこそ特に議論を深めていくことが期待される。

本稿では、令和6年度決算検査報告に掲記された不当事項等の事例を紹介し、これらを素材として、単なる金銭返還や再発防止策の確認のみでは看過できないような、決算審査における視座となり得る論点を提供することを試みたい。

2. 検査報告の具体的事例

(1) 事例1：(株)ジェイアール東日本企画による委託費等の不正受給

ア 事例及び対応状況³

事例1

8府省庁⁴が令和元年度から5年度に委託又は補助した82事業について、その受託先となった(株)ジェイアール東日本企画が社員に虚偽の業務日誌を作成させ、実際には従事していない社員や時間を水増しして人件費を請求し、19億9,527万円(委託費：11.4億円、補助金：8.5億円)が過大に支払われていた。

【対応状況等】

既に全額返還させた府省庁のほか、返還に向けた措置を講じている府省庁がある(令和7年11月時点)。

イ 非金銭的損失の視点

ポイント

- 過大な人件費積算が事業効果に与えた影響
- 委託・補助事業における実績報告書の審査の実効性

本事案に対しては、金銭返還が順次なされ国に与えた損害が回復しつつあるとともに、経済的制裁である指名停止措置⁵もとられている。決算審査においては、こうした会計検査院の指摘に対する是正措置等が適切に行われているかどうかの確認も重要であるが、それにとどまらず、委託事業又は補助事業の成果物や役務が支払額に見合った品質、有用性、政策的価値を有していたのかという視点で議論することも重要である。すなわち、人件費が過大請求された結果、当初期待していた事業効果に影響がなかったのか、関係する8府省庁に早急に検証させる必要がある。

和21年度以降の検査報告に掲記された事態の金銭返還に係る是正措置状況を金額ベースでまとめている。

³ 以下の【対応状況等】は、内閣府等『令和6年度決算参照 令和6年度決算検査報告に関し国会に対する説明書』(事例1・3)、会計検査院『令和6年度決算検査報告』(事例2・4)、財務省「予算編成におけるPDCAサイクルの取組(令和8年度予算政府案)」<https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/29.pdf>(以下URLの最終アクセスは令和8年4月8日)(事例3)又は国会答弁(第219回国会参議院本会議録第7号6頁(令7.12.3))(事例5)を基に作成。

⁴ 内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及びこども家庭庁。

⁵ 各府省庁ウェブサイトにおける指名停止情報及び(株)ジェイアール東日本企画ウェブサイト<<https://www.jeki.co.jp/temporary/>>参照。

その上で、受領した成果物や提供された役務に仮に大きな瑕疵がなく、人件費を水増ししていてもなお成果物等として問題がなかったという検証結果が出た場合には、委託契約の段階で本来の人件費が高額に設定されていたのではないかという疑義が生じる。つまり、そもそも委託契約を締結する段階又は補助事業を実施させる段階で過大な人件費が見積もられている可能性があるため、今後、委託契約の締結や補助事業の実施の際の人件費については、より少ない人数でも事業実施が可能ではないかという観点で、より精緻に積算することが求められる。他方、検証の結果、仮に成果物等に瑕疵があった場合には、事後的であっても契約上の債務不履行として、受託先企業に対し可能な限り追加的な措置を求め、本来求められるべき成果物等の質を確保していくことが必要である。また、特別なタイミングでのみ効果が発現する事業に瑕疵があった場合には、遡って回復できない損失となる。

加えて、本事案は8府省庁にまたがるものであり、委託・補助事業における実績報告書の審査の実効性や制度設計について、各府省庁共通の課題が浮き彫りになっているため、一不正企業に対する処分のみでは解消されない構造的な改善措置が検討されるべきである⁶。

このように、会計検査院からの指摘を契機とし、会計上の埋め合わせのみならず、成果物や役務の達成度合いにも目を向けた視点で、今後の委託・補助事業における人件費積算の在り方や成果物の審査体制について、決算審査で議論を深めることが期待される。

(2) 事例2：求職者支援制度における奨励金の不適正支給

ア 事例及び対応状況

事例2

厚生労働省の求職者支援制度において、訓練実施機関が虚偽の講師経歴確認書を提出し、認定基準である実務経験年数等を満たさない講師（実務経験が全くない者を含む）が担当する職業訓練が認定された結果、認定職業訓練実施奨励金5億2,204万円が不当に支給されていた。

【対応状況等】

時効消滅した2,376万円分を除く奨励金4億9,827万円の返還の処置が執られた（令和7年11月時点）。

イ 非金銭的損失の視点

ポイント

- 制度の受益者である受講者に生じた不利益の状況を調査する必要性
- 受講者への影響がなかった場合の講師要件の実効性及び制度設計の妥当性

本事案については、一部時効消滅はあったものの、不当認定された奨励金の返還処理によって、差し当たって必要な是正措置がなされたとも捉えられるが、実際に本事案によって最も実害を受けたと考えられる受講者（求職者）については、実は検査報告では一切触れられていない。つまり、本事案においては、実務経験を全く有していない講師の職業訓

⁶ これに関連して高市内閣総理大臣は、会計検査院の指摘を踏まえ、本事案の周知徹底や、他の委託先を含めた適切な事業実施のための点検・調査など、同様の事態の再発防止に向けて取り組む旨答弁している（第219回国会参議院本会議録第7号6頁（令7.12.3））。

練講座を受講した者が存在する可能性が高いが、会計検査院はあくまで奨励金の不適正支給についてしか言及していない。

求職者支援制度は、求職者の就職促進と職業及び生活の安定を目的とする制度であり、訓練の質は制度目的に直結するものである以上、受講者の就職可能性が損なわれていたことも否定できず、奨励金の返還のみで政策目的の達成が回復したとは言い難い。また、制度の直接的な受益者である求職者に対する実質的なサービス低下の問題としても捉えることが重要である。したがって、まずは認定基準を満たさない講師の訓練を受けた求職者の有無を調査・追跡した上で、どのような不利益が実際に生じたのか検証する必要がある。

さらに、こうした検証の結果、認定基準を満たす講師の講座を受講した求職者と、認定基準を欠く講師の講座を受講した求職者を比較して、仮にその後の就職や定着状況に有意な差が生じていないのであれば、そもそもこの認定基準の要件は必要なのか、5年以上という実務経験を資格要件としている根拠は何かという点についても、追加的な検証課題となり得る。就職状況等は求職者本人の意欲やポテンシャルに依拠していることも想定され、単純比較するには慎重さが求められるが、少なくとも本事案は、講師要件の実効性と制度設計の妥当性を問い質す契機にはなり得ると考えられる⁷。

加えて本事案では、訓練実施機関による虚偽の講師経歴確認書に基づく申請を見抜けなかった審査体制にも問題があることから、再発防止策が講じられることも重要である。

会計上の返還額は、損失を金額という尺度で把握する上では有効であるが、それが誰にどのような形で影響したのかを直ちに示すものではない。本事案を単なる補助金返還事案として終わらせるのではなく、制度の受益者に対する実害や再発防止策にも着目した決算審査が望まれる。

(3) 事例3：潜水手当の不正受給

ア 事例及び対応状況

事例3

海上自衛隊の潜水訓練等に対して支給される特殊勤務手当の一つである潜水手当に関し、架空訓練の計上等により事実と異なる特殊勤務実績簿が作成された結果、潜水手当6,275万円が過大に支給されていた。

【対応状況等】

5,203万円が回収され残額1,072万円の徴収に努めている（令和7年11月時点）ほか、関係者に対する懲戒処分等、訓練実施要領の制定、潜水手当の積算方法の見直しなどが行われた。

イ 非金銭的損失の視点

ポイント

- 潜水訓練不足が招く潜水能力への実質的な影響
- 不正の温床を招く可能性がある特殊勤務手当の在り方

⁷ これに関連して、財務省の予算執行調査（令和7年6月）では、本奨励金について、訓練や支援の効果を分析して制度の在り方等に反映させることを目的に就職者の定着状況の確認等を行うべきと指摘されている。
<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2025/sy0706/16.pdf>

本事案に対しては、海上自衛隊による事案の公表や会計検査院の検査結果に基づいて、過大に支給された潜水手当の多くが回収されるとともに、関係者に対する懲戒処分等も実施されており、是正措置等がとられつつある。他方、本事案は架空の訓練時間に対して潜水手当が支払われたものであるが、裏を返せば、本来あるべき潜水能力水準に到達するために計画された訓練の一部が実際には行われていなかった可能性を示すものでもある。会計検査院は、架空訓練の計上、潜水記録の保存不備等について指摘しているが、本事案が潜水部隊として到達すべき練度や潜水能力にどのような影響を及ぼしたのかについては明示していない。決算審査においては、潜水訓練記録が実態と乖離していたことにも着目し、海上自衛隊の潜水員の練度管理や部隊全体の任務遂行能力にどのような影響が及んだのかを確認する必要がある。潜水訓練は高度の危険を伴う活動であり、安全管理と技能維持が特に重視される訓練であることから、その実績記録は単なる手当算定の根拠資料ではなく、部隊の能力管理の前提資料ともなり得る。本事案を潜水手当の不正受給事案として金銭的損失のみで捉えるのではなく、潜水部隊の能力管理にも実質的な影響を与えた可能性のある事案として、非金銭的な損失面も認識しておく必要がある。

もちろん、潜水能力の具体的な評価は安全保障上の機密情報を含み得るため、検査報告という公開資料に詳細に掲記できないものであるとともに、政府の対外的な説明にも制約があるものと考えられるが、架空計上による訓練不足は事実として判明している以上、当初計画されていた訓練時間を改めて確保し、必要な訓練が実施されたのか否かは最低限確認すべき事項である。

さらに本事案は、基本給である俸給に上乘せされる特殊勤務手当の仕組み自体が架空計上による不正の温床になりかねないという構造的な課題も浮き彫りにしている。本事案を契機として、特殊勤務手当全般の在り方について自衛官の処遇改善策と連動した議論が求められる。

(4) 事例4：災害用ドローンの長期使用不能

ア 事例及び対応状況

事例4

陸上幕僚監部の要求に基づいて防衛装備庁が調達し、令和2年に納入された災害用ドローン（UAV災害用I型40機：契約金額7,480万円）について、仕様書上の記載不備により、承認手続に必要な電波の周波数情報が不足し、納入後4年以上にわたって使用できない状態となっていた。

【対応状況等】

令和7年7月、総務大臣等の承認を受けて使用可能となるとともに、災害等の対処に使用するドローン調達時に周波数情報を把握できるように仕様書の記載要領が改正された。

イ 非金銭的損失の視点

ポイント

- ドローン使用不可期間の災害対処態勢への影響や経年劣化に伴う価値の低下
- 実質的影響が限定的であった場合の調達自体の必要性及び運用配備態勢の合理性

本事案について、最終的にドローンが使用可能状態になるとともに、仕様書の記載要領が改正されるなど再発防止策が講じられており、検査報告上は処置済事項⁸と整理されているが、4年以上ドローンを使用できなかった事実は遡って解消されるものではない。災害用ドローンは、大規模自然災害時に迅速かつ的確な人命救助活動等に資する情報収集を行うための装備品であり、その本質的な価値は、災害発生時に現場で運用できることにある。契約や納入が完了していても使用不能な状況下では、本来の目的が実質的に達成されていなかったことになるが、検査報告では、長期使用不能期間が災害対処態勢にどのような影響を及ぼしたのかが詳細に掲記されていないため、まずは災害対応上どのような機会損失が生じていたのかを検証する必要がある。

仮に、検証の結果、使用不能期間中に他のドローンや別の手段によって十分に機能が代替されており、災害対処能力に実質的な影響はなかったとされる場合には、そもそもこのドローンを40機調達する必要性があったのか、当初想定された運用上の配備態勢がどの程度合理的であったのかという点も改めて問われることになる。

加えて、本事案では時間経過そのものが損失を生んでいる点に着目する必要がある。ドローン技術の進歩は著しく、製品のライフサイクルも短いため、長期未使用によるバッテリー劣化のほか、通信機能、ソフトウェア等の実用的価値が相対的に低下し、性能面で陳腐化している可能性も否めない。4年以上経過後に使用可能状態となっても、実質的な機能価値は大きく毀損しているのではないかという観点で評価する必要がある。

さらに、本事案では装備品の導入遅延にとどまらず、仕様書の策定、必要情報の把握、承認手続、関係部署間の理解共有といった、調達から運用開始までのプロセスに構造的な問題があったことも露呈しており、今後、防衛分野においてAIや無人機等急速に進展する最先端技術の装備化が見込まれる中、調達における制度的なボトルネックをどのように解消するのかという点についても検証する必要がある。

(5) 事例5：P-1の低調な可動状況

ア 事例及び対応状況

事例5

海上自衛隊が運用する固定翼哨戒機P-1について、エンジン素材の塩害腐食等による性能低下、電子機器等の使用不能、慢性的な部品不足等が原因で、P-1の可動状況が低調になっていた。

【対応状況等】

部品の確保等により可動状況の改善に努める。

イ 非金銭的損失の視点

ポイント

- 低調な可動状況が警戒監視活動等の任務遂行に与えた影響
- 実質的な影響が限定的であった場合の保有機数の妥当性

⁸ 会計検査院の指摘に基づき、指摘された当局が改善の処置を講じた事項。

本事案は随時報告⁹であり、不当事項による金銭返還事案ではないが、会計検査院は所見において、部品調達の効率化や安定供給の方策を検討するよう求めており、これを踏まえて高市内閣総理大臣は、部品の確保等によりP-1の可動状況の改善に努める旨答弁している¹⁰。

他方、今後の決算審査においては、部品管理の改善措置を単に追認するだけでは不十分であり、P-1の開発・運用等に1兆7,700億円を超える多額の国費が投じられながら、塩害腐食等による性能低下や慢性的な部品不足が生じた要因を質すことはもとより、低調な可動状況によって我が国周辺海域の警戒監視活動等にどのような影響が生じていたのかを問う必要がある。かかる問立ては、多額の国費を投じてP-1の必要保有数が確保されていたとしても、実際に任務を遂行できる機体数が十分でなければ、周辺海域の警戒監視活動という本来の目的を果たし得ないという視点からも重要であると考えらる。

この点、政府としては、安全保障上の観点から具体的な運用上の支障の有無を詳らかにできず、「警戒監視任務への影響はない」、あるいは「最小限にとどまっている」旨の説明を行う可能性が高いと考えられる。しかし、仮に低調な可動状況のまま本来の任務は遂行できていたとしても、それを捉えて直ちに問題がなかったと評価できるものではなく、求められる警戒監視活動の水準を維持するため、少なくとも訓練機会の抑制、整備負担の増大、他部隊へのしわ寄せなど、可視化されにくい形で負担が転嫁されていた可能性が考えられる。また仮に、実質的な影響が限定的であったとしても、運用計画上の必要機数がそもそも過大に見積もられていた可能性や、維持整備費の規模に一定の余裕があった可能性も考えられ、機体数や追加的な防衛費の投入について合理化・効率化する余地があるとの見方も成り立ち得る。

このように本事案は、部品調達の改善にとどまらず、P-1の保有規模、維持整備の在り方、更には防衛費の規模が実際の任務遂行能力とどのように結び付いているのかを再考する契機ともなり得る。我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中、防衛費の増大が国民の高い関心事項となっていることも踏まえれば、P-1を始め必要な防衛装備品の調達・維持整備を進める上で、取得状況や保有実績を示すのみならず、実際の可動状況、任務への影響、保有規模の合理性等について、これまで以上に丁寧な説明が求められる。

3. 事例に共通する主な論点の類型化と決算審査における横断的視座

以上の5事例は政策分野や事案の性質等がそれぞれ異なるものの、検査報告が明示的に言及していない「見えにくい損失」の類型について、今後の決算審査において広く活用できる視点の枠組みとして、網羅的ではないにせよ、ここで一般化することを試みたい。まず、次表において5事例を簡単に整理した上で、非金銭的な損失に係る主な論点を類型化して述べていく。

⁹ 会計検査院法第30条の2の規定に基づき、会計検査院が意見表示・処置要求事項等について各年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を国会及び内閣に対して行うものである。

¹⁰ 第219回国会参議院本会議録第7号6頁（令7.12.3）

表 5 事例のまとめ

事例	事案の概要	返還額等	主な是正措置	非金銭的損失に係る主な論点
【事例1】 委託費等 不正受給	(株)ジェイアール東 日本企画が8府省庁・ 82事業で人件費を水 増し請求	19.9億円 (委託費 11.4億円 補助金 8.5億円)	・返還 ・指名停止処分	時宜を逸した政策効果の損失 過大人件費が成果物に与えた影響 実績報告書審査の実効性・制度設計
【事例2】 職業訓練 奨励金 不適正支給	求職者支援制度で資 格要件を満たさない 講師による訓練に対 し奨励金の認定	5.2億円 (うち 時効消滅分 2,376万円)	・返還 (時効消滅分 を除く)	受益者(求職者)への影響が未把握 時効消滅で回収不能の奨励金 政策目的の達成状況 経験年数要件の設定根拠 講師認定審査の制度設計
【事例3】 潜水手当 不正受給	海上自衛隊で架空訓 練の計上により潜水 手当を過大支給	6,275万円	・返還 ・懲戒処分等 ・訓練実施要領 の制定 等	隊員の練度・任務遂行能力への影響 特殊勤務手当制度の構造的課題
【事例4】 ドローン 使用不能	仕様書記載不備等に より納入後4年以上 使用不能(UAV40 機・7,480万円)	7,480万円 (契約金額)	・令和7年7月 に使用可能 ・仕様書の 記載要領改正	4年以上の災害対処能力への影響 技術の陳腐化・資産価値の毀損 調達必要性・配備態勢の合理性
【事例5】 P-1 可動低調	固定翼哨戒機P-1 が塩害腐食・部品不足 等により低調な可動 状況が継続	1.7兆円超 (開発・運用 総費用)	・部品確保等に より改善に努 める	警戒監視任務への影響 保有規模・防衛費投入の合理性
凡例：(1)受益者への影響 (2)機会損失 (3)政策効果 (4)要件・規模の合理性 (5)制度的・構造的課題				

(出所) 筆者作成

(1) 政策や制度による最終的な受益者への影響を把握する必要性

会計検査院の検査は、国等と契約関係や補助関係にある相手方との間における会計経理の適正性の確保・是正が主たる目的であり、制度や事業の最終的な受益者への影響を体系的に把握することまでは求められていない。その結果、検査報告には、国民や受益者の視点が必ずしも十分に反映されないという構造的な限界が存在するため、決算審査において、この空白部分を問い質していく必要がある。

この点、事例2(職業訓練)では、実務経験の要件を欠いた講師による訓練を受けた求職者が実際にはどのような影響を受けたのか、検査報告で一切言及されていない。制度が目的とする就職可能性の向上という恩恵が受益者である求職者に届いたか否かは不明である。また事例5(P-1)では、警戒監視により恩恵を受ける国民の安全性への影響について、安全保障上の理由はあるにせよ、掲記されていない。

決算審査においては、検査報告には直接現れない受益者が被った不利益にも目を向け、不当事項等の影響が誰に対してどのような形で及んでいたのか、影響を受けた受益者の得られるべき利益が回復したのか否かを問い質すことが求められる。

（２）時間の不可逆性による機会損失への着目

不当な状態や不適切な状況が発生してから是正措置が完了するまでの空白期間に生じた機会損失は、いかなる金銭的補填によっても遡って回復することができない。この時間の不可逆性は、各事例に共通して適用できる評価軸であり、是正措置の完了をもって解決済みとする評価とは切り離して行う必要がある。

事例４（ドローン）はその典型例であり、４年以上の空白期間に生じた災害対処能力への影響は遡って補填できず、さらに、長期未使用に伴い、会計上の減価償却とは別に実用的価値が低下していたかどうかは検査報告で明らかとなっていない。

事例４のほかにも、事例１（委託費）では、委託契約期間に特化したタイミングでのみしか期待できなかった可能性のある政策効果の損失、事例２（職業訓練）では、時効消滅し回収不能となった奨励金、事例３（潜水手当）では、適切なタイミングでの訓練機会の喪失、事例５（P-1）では、可動低調期間の任務遂行能力の低下も、それぞれ根底で共通する回復困難な機会損失がある。したがって、この機会損失に係る視座は、時間の経過そのものが資産価値を毀損する分野（最新技術を有する物品の調達等）、訓練や業務の継続性が能力水準に直結する分野（安全保障等）、タイミングを逸することで政策効果が失われる分野（災害対応等）など、幅広く適用され得る。

決算審査においては、是正措置までの空白期間に具体的に何が失われたのかを特定するとともに、代替措置によってどの程度補完されたのかなどについて、時間軸でのコスト評価を厳格に行った上でその事実を問い質し、行政の責任を追及していく必要がある。

（３）本来の政策目的の達成状況である政策効果を確認する必要性

そもそも補助金や委託費等は特定の政策目的を達成するために支出されるものであり、金銭返還等の是正措置が講じられたとしても、それによって当初期待されていた政策目的が実質的に達成されないままであれば、支出の正当性も回復したことにはならない。

事例１（委託費）では、対応する人員が計画より過少であったことにより、提供された成果物や役務の質が損なわれたままであった場合には、事業の政策的効果そのものが毀損していることになる。事例２（職業訓練）では、不当な奨励金が返還されても、質が担保されていない職業訓練を受講した求職者の就職可能性や技能習得が損なわれたままであれば、制度が目指す就職支援という政策目的は達成されていないことになる。

このように、決算審査においては、金銭の返還状況といった是正措置の確認から更に一歩踏みこんで、本来実現すべき政策目的はどこまで達成されたのかという政策効果を確認する切り口で問い質す必要がある。会計上の是正改善措置は出発点に過ぎず、政策評価的な視点と合わさることで決算審査の実質的な意義が高まるものと考えられる。

（４）要件設定や計画規模の合理性に対する疑義

事例１（委託費）、事例２（職業訓練）及び事例５（P-1）に共通する逆説的な論点は、本来求められていた制度的要件や機能水準を十分に満たしていなくても、差し当たって事業や任務が大きな支障もなく実施されてしまっていた可能性があるという疑義である。つ

まり、事案が及ぼした事業全体への影響について仮に問われた際、政府が「影響は限定的であった」とか、「大きな支障は生じていない」と説明するのであれば、その説明は一方では事案の軽微さを示すように見えつつ、もう一方では当初の要件や規模の設定根拠そのものが問われることになる。事例1では見積りより少ない人数で同じ効果が得られたのではないか、事例2では、経験年数要件を欠く講師が担当しても訓練成果に大きな差が認められなければ、5年以上の実務経験要件はそもそも何を根拠に設定されたのかという問いが生じる。事例5についても同様に、低調な可動状況下でも任務に実質的な支障はなかったと説明するならば、現行の保有機数や維持整備費の規模が真に必要な水準であったのかという問いを自ら招くことになる。

決算審査においては、事案の事実関係と是正状況の追認にとどまるのではなく、むしろこうした逆説的な論点も踏まえ、これまでの予算規模や制度的要件は真に適正なものであったのかについて、計画規模や要件設定の前提そのものを問い質す契機とする必要がある。予算編成の段階では問題視されなかった要件や規模の妥当性について、予算の執行結果を踏まえて改めて議論できる点にこそ、決算審査の重要な意義があると考えられる。

（５）制度設計や構造上の課題を追及し再発防止策自体の検証も行う必要性

事例1から4では、個別の不正行為や担当者のミスに起因するものはもとより、いずれも構造的な課題が示唆されている。事例1（委託費）では、8府省庁にわたって同一企業の不正が見逃され、実績報告書の審査が形骸化しやすい委託契約の構造が明らかとなっている。事例2（職業訓練）では、虚偽申請を見抜けなかった審査体制の欠陥が表面化した。事例3（潜水手当）では、単なる現場の倫理観の欠如として認識すべきものではなく、俸給に上乘せして支給される特殊勤務手当という設計自体が不正行為を誘発していないかなど根本的な要因も示唆される。事例4（ドローン）も調達プロセスに構造的な問題があった。

決算審査においては、こうした事案を単なるヒューマンエラーに矮小化させず、制度設計の妥当性や内部統制の欠陥という根本的な原因を追及する議論へ引き上げていくことが求められる。この論点は、これまでも決算審査で多く取り上げられてきた¹¹が、その度に講じられてきた再発防止策の実効性そのものについても、決算審査で継続的に取り上げることが重要である。例えば類似事案が繰り返された場合に、通知の発出や事務処理要領等の改正のみでは不十分であり、当該再発防止策の実施前後における事象の発生件数や頻度の変化を追跡する定量的な指標や、現場における運用上の変化等の動向を継続的にモニタリングし、決算審査の場に報告させる仕組みを構築するなど、再発防止策自体のフォローアップも重要である。

¹¹ 例えば直近の参議院における令和5年度決算審査では、ODA事業における効果未発現に係る再発防止策の議論や、環境省の循環型社会形成推進交付金の過大交付に係る再発防止策の議論等が行われている（前者は第217回国会参議院決算委員会会議録第1号17～18頁・33～34頁（令7.4.7）及び同第6号8～11頁・18頁（令7.5.14）、後者は同第2号7～8頁・20～21頁（令7.4.9））。

4. 検査報告の掲記内容の制約と補足的情報提供の可能性

ここまで検査報告事例を紹介しつつ、決算審査の視座となり得る点を論じてきたが、ここからは少し切り口を変えて、会計検査院の検査報告の在り方についても触れておきたい。会計検査院は、実地検査や関係資料の収集等を通じて各事案の背景事情に接する立場にあり、これまで見てきた本来の受益者への影響、是正措置までの機会損失等、会計上の不当性にとどまらない政策的観点からの課題等について、実際には現場に最も近い位置で相当程度認識している可能性が高いことが推察される。

しかし、会計検査院の本来的任務は、憲法第90条に基づく国の決算検査と会計検査院法第20条第2項に基づく会計経理の適正確保・是正であり、政策そのものの当否を評価することには制約があると考えられる¹²。このため、会計検査院の調査官が現場で政策や事業そのものの課題を把握したとしても、その評価について検査報告本文で直接展開しにくい面もあるという制度上の限界がある。また、検査報告の取りまとめに至る過程では、受検庁との間で事実関係の確認や改善方策等に関する意見交換等が行われているものと考えられ¹³、会計検査院が問題点のみを一方向的に掲記することにも自ずと制約がある。

その結果、検査報告を受領する国会側としては、検査報告に掲記された不当事項や処置要求等を一読した限りでは、政策執行上の実害や不可逆的な損失の全体像が必ずしも明確に把握できない場合がある。換言すれば、検査報告は高度に制度化された文書であるがゆえに、決算審査で本来深掘りして問うべき政策目的や予算事業そのものの課題や背景事情が明解に可視化されず、必ずしも解像度が高いものとなっていない面がある。もちろんこれは、会計検査院の能力や問題意識の限界ではなく、制度上の役割分担に由来する表現上の制約と捉えるべきであることは言うまでもない。

一方で会計検査院自身は、国民の関心の高いテーマを選んで情報提供や問題提起を行う「特定検査状況」の積極的活用を示す文脈において、「各種施策や事務事業の分析評価を行い、国会を始めとする各方面の政策立案の議論に寄与する情報提供を行っていきたい」旨、かねてより国会で答弁しており¹⁴、政策判断そのものに踏み込まない範囲で、独自の分析評価を加えた補足的な情報提供の拡充に向けて、会計検査院において引き続き検討されることが望まれる。この点、政策目的が達成されたのかという観点からの有効性検査の際には、予算編成時の計画規模や要件設定が妥当であったのかという、予算の根幹に踏み込んだ示唆を結果として内包する余地があるため、客観的事実の範囲においてその補足的な情報提供がなされれば、国会にとって極めて有用な議論の端緒となるのではないかと思料される。また、検査報告では、不当事項等に直接結びつく具体的事例とは別に、注目すべき執行実態や制度運用の実情を紹介する「参考事例」がしばしば掲記される¹⁵。この「参考事例」は、

¹² この点参考になるものとして、会計検査院長が「会計検査院の検査の対象は決算と各種の会計経理、すなわち予算や政策の執行過程あるいは執行結果であり、執行ということを離れて予算や政策それ自体を取り上げる立場にはない」旨答弁している（第140回国会閉会後参議院決算委員会会議録第5号20頁（平9.9.4））。

¹³ 会計検査院ウェブサイト〈<https://www.jbaudit.go.jp/effort/analysis/index.html>〉

¹⁴ 会計検査院長答弁（第159回国会参議院決算委員会会議録第7号4頁（平16.4.5））。同旨のものとして第186回国会参議院決算委員会会議録第9号24頁（平26.5.26）もある。

¹⁵ 最近の例として、令和5年度決算検査報告399頁、令和4年度決算検査報告238～239頁

不当認定を伴わないため見過ごされがちであるが、現場の工夫等の好事例に近いものが分かりやすく紹介されており、この参考事例の掲記をこれまで以上に充実させていくことで、現場の実態が一層明確になり、ひいては決算審査における議論の深掘りにつながっていくものと考えられる。

5. おわりに

本稿では、令和6年度決算検査報告に掲記された事例を素材として、金銭返還額や是正措置のみからは読み取り難い非金銭的な損失面に着目し、決算審査において問い質すべき視座を整理してきた。

会計検査院から指摘を受けた関係府省庁は、会計検査院の所見に沿う形で是正を図り、特に多くの不当事項については金銭返還等によって解決済みと整理される。しかし、行政の究極的な目的は、国民へのサービスの提供や、国民の安全性の確保という本来の使命の達成にある。不当な奨励金が返還されても、質が担保されない訓練を受けた求職者のスキルが向上するわけではなく、不正受給された潜水手当が返還されても、結果的に訓練時間が不足した隊員の練度が向上するわけでもない。また、会計検査院の所見への対応のみに終始すれば、類似事案が繰り返されてもその場しのぎで定型的な対応にとどまりがちとなり、受検庁側に所見以上の制度改善を進めようとする追加的なインセンティブが生じにくい面があることも考えられる。したがって、各事案に現れた事実から、誰にどのような影響があったのかという背景事情や政策的課題を掘り起こし、その上で是正措置の実効性を継続的にモニタリングしていくことに決算審査の重要な意義がある。

会計検査院は、精緻に客観的事実を積み上げた検査報告を作成しており、国会は、その検査報告を重要な参考資料として活用し、会計上の損失やそれに対する是正措置を追認するのみならず、政策目的の達成状況や事業の妥当性といった政策的・制度的側面を幅広く問うべき役割を担っている。両者はまさに車の両輪であり、会計検査院が制度上の制約から踏み込めない領域を国会が引き受けて、とりわけ決算重視の参議院において、その決算審査の中で行政の予算執行に関する議論を深めていくことが期待される。

(さわい はやと)